
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.376 2023/11/9

1 日EU・EPAに基づく地理的表示（GI）製品の追加について

9月30日、日EU・EPAに基づき、日本とEUで相互に保護する地理的表示の製品に日本側7製品、EU側15製品が追加された。

EUで新たに保護される我が国の製品は以下のとおり。

※主な名称、主な産地のみを記載しています。

- 大口れんこん（新潟県）
- 氷見稻積梅（富山県）
- 種子島安納いも（鹿児島県）
- 飛騨牛（岐阜県）
- 伊達のあんぼ柿（福島県）
- サヌキ白みそ（香川県）
- たむらのエゴマ油（福島県）

※ 名称はカタカナのみで記載しています。

正確な現地語の名称等はホームページで確認してください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/designation2/index.html

2. 農林水産物・食品の海外における模倣品対策支援について

農林水産省輸出・国際局知的財産課では、海外において、日本の農林水産物・食品の模倣品・侵害品による被害を未然または最小限に防ぐことを目的に、弁護士や弁理士等が個別相談を行い、助言や具体的な対策などを提案するコンサルティング事業を実施している。相談は無料。

ご相談例

- ・店舗やオンラインショッピングサイトで、自分たちの偽物らしき商品を発見したが、対処方法が分からない。
- ・海外での模倣品対策に関心があるが、何から始めればよいか分からない。
- ・海外で自分たちに関係のない第三者に商標等を登録されて困っている。

【募集対象国・地域】

EU、米国、ベトナム、シンガポール、タイ、中国、香港、台湾等

【相談対象者】

- ・日本における権利者（GIや商標等の知的財産権利取得者）
- ・日本の農林水産物・食品のブランドの使用者（ブランド商品の品質等管理をしている生産者団体や販売事業者等）

※日本国内、海外にお住まいの方どちらからもご相談可能です。

【相談方法】 メール・電話・Web会議

【募集時期】 2023年12月末まで

【相談窓口】

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課

(Tel : 03-6744-0234 E-mail : gi-info@maff.go.jp)

※ご相談頂く際は、以下情報について、ご存知の範囲でご提供ください。

- ・お名前・貴社（貴団体名）・ご連絡先
- ・実際の模倣品・侵害品または模倣品・侵害品対策を講じたい商品名、写真等
- ・（実際に模倣品・侵害品がある場合）発見日時・場所（ウェブ上の場合はそのURL

※当該事業は農林水産省の事業の一部であり、予算の執行状況等によりご希望に添えない可能性もございますので、予めご了承ください。

3 令和5年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施結果について

「令和5年度食品、添加物等の夏期一斉取締り実施要領」（令和5年6月8日付け生食発0608第1号別添）に基づき実施した調査結果が厚生労働省ホームページに掲載されている。

生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導の結果、立入りを行った施設数は43,195、うち、生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）は1,531施設であった。また、鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）に立入りを行った施設数は2,194、うち、加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数（実数）は421と報告されている。

[001165294.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

実施結果

[001165021.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

実施要領

[001165023.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)